

# 町田小学校「保護者と教師の会」規約

## 第一章 名称および事務所

- 第一条 この会は、小田原市立町田小学校保護者と教師の会(町田小学校PTA)という。
- 第二条 この会は、事務所を小田原市立町田小学校内におく。

## 第二章 目的および活動

- 第三条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかると共に、会員の福祉を増進することを目的とする。
- 第四条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- 一 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童を補導する。
  - 二 児童の生活環境をよくする。
  - 三 成人教育の振興をはかる。
  - 四 教師の研修に協力する。
  - 五 会員相互の親睦をはかる。
  - 六 公教育費を充実するように働きかける。
  - 七 その他必要と認める事項。

## 第三章 方針

- 第五条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針によって活動する。
- 一 児童、青少年の教育並びに、福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
  - 二 特定の政党や宗教を支持する行為は行わない。
  - 三 この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の立候補者を推薦しない。
  - 四 学校の人事及び管理には、干渉しない。
  - 五 学校教育の目的達成のため研究に対して助力する。

## 第四章 会員

- 第六条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。
- 一 町田小学校に在籍する児童の保護者並びにこれに準ずる者。
  - 二 町田小学校の校長および教職員。
- 第七条 この会の会費は、一世帯当り月額四〇〇円を納めるものとする。但し、前納することは妨げない。
- 第八条 会員はすべて、平等の権利と義務を有する。

第九条 会員は、小田原市PTA連絡協議会、神奈川県PTA連絡協議会、全国PTA連絡協議会の会員とすることができる。

## 第五章 経理

第十条 この会の活動に要する経理は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

第十一条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第十二条 この会の経理は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十三条 この会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年三月三十一日に終わる。

## 第六章 役員及び顧問

第十四条 この会の役員は、次のとおりである。

第十五条 会長一名 副会長三名（うち一名は教頭）会計二名（うち一名は教師）書記二名（うち一名は教師）

第十六条 役員は総会において、出席会員の過半数の同意により選出される。

第十七条 役員は、一ケ年とする。同じ職については、再任を妨げない。ただし、教頭はこの限りにあらず。また、役員は、引き続き他の役員に選任されることのできる。

第十八条 会長は、次の職務を行う。

一 会長は本会を代表する。

二 総会および実行委員会を招集する。

三 各地区および学級から選出された者の中より、他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の委員会の委員長、副委員長を依嘱する。

四 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長、副委員長を依嘱する。

五 会長は、役員会計監査委員候補者指名委員会および会計監査委員会を除くすべての集会に出席し、意見をのべることができる。

第十九条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。

第二十条 会計は、次の職務を行う。

一 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

二 四月総会において、会計監査委員の監査を経て決算報告をする。

三 この会の財産を管理する。

四 予算の立案について協力する。

第二十一条 書記は、次の職務を行う。

一 総会および実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

二 記録、文書、通信その他の書類を保管する。

三 その他、この会の庶務を行う。

第二十二条 この会の顧問をおくことができる。顧問は会長が役員承認を得て、これを依嘱する。

## 第七章 会計監査委員

第二十二條 この会の会計を監査するために、二名の会計監査委員をおく。  
第二十三條 会計監査委員は、総会において、総会出席会員の過半数の同意により選出される。  
第二十四條 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。  
第二十五條 会計監査委員の任期は一カ年とする。再選は妨げない。

#### 第八章 役員会計監査委員候補者指名委員会

第二十六條 役員および会計監査委員の立候補者を指名するために、役員会計監査委員候補者指名委員会(以下指名委員会という)をおく。  
第二十七條 指名委員会の構成、役員の選出方法は細則で定める。

#### 第九章 総会

第二十八條 総会は、全会員を以つて構成され、この会の最高決議機関である。  
第二十九條 総会は、次のことを行う。

- 一 規約の改正。
- 二 役員、会計監査委員の選出。
- 三 予算の決定、決算の承認。
- 四 年度計画の決定と処理事項の承認
- 五 その他重要事項の決定。

第三十條 総会は、定期総会および臨時総会とする。

定期総会は、四月および年度末(二月または三月)に開催する。

臨時総会は、実行委員会が必要と認めるとき又は会員五分一以上の要求があつたときに開催する。

第三十一條 総会は、全会員の三分の一(委任状による者を含む)以上出席しなければ議事を審議し議決することができない。

第三十二條 総会の議決は、出席者の過半数で決する。

#### 第十章 実行委員会

第三十三條 実行委員会は、役員、常任委員会の委員長、副委員長、指名委員代表、校長および特別委員会のある場合には、その委員長をもつて構成される。  
第三十四條 実行委員の任務は、次のとおりである。

- 一 総会に提出する議案並びに報告書の作成をする。
- 二 必要のある場合は、特別委員会を設ける。
- 三 総会において議決された、会員よりの委任事項を処理する。
- 四 総会に代わるべき重要事項を審議決定する。

但し、第二十九条一、二、三項を除く。

第三十五條 実行委員会は、会長が必要と認めるとき、又は、構成員の四分の一以上の要求があつたときに開催する。

第三十六條 実行委員会は、委員の現在数の二分の一以上出席しなければ、議事を審議し議決することはできない。

第三十七条 実行委員会の議事は、出席者の過半数の同意で決める。

## 第十一章 常任委員および特別委員会

第三十八条 この会の活動に必要な事項についての調整・研究、並びに、実施するための常任委員会をおく。常任委員会についての必要事項は細則で定める。

第三十九条 特定の目的を遂行するために、実行委員会が必要と認めるときは、特別委員会を設けることができる。

## 第十二章 連絡

第四十条 この会は、各地区1名以上の連絡員をおく。

## 第十三章 細則

第四十一条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、実行員会の議決を経て定める。実行委員会は、細則を制定または改廃した場合、その結果を時期総会に報告しなければならない。

## 第十四章 改正

第四十二条 この規約は、総会において出席者の3分2以上の賛成がなければならない。

## 第十五章 付則

第四十三条 この規約は、昭和三十二年五月十八日より施行する。

第四十四条 この規約は、昭和三十八年二月十五日一部改正即日施行する。

第四十五条 この規約は、昭和四十五年四月一日一部改正即日施行する。

第四十六条 この規約は、昭和五十一年四月二十八日一部改正即日施行する。

第四十七条 この規約は、昭和五十八年三月十五日一部改正即日施行する。

第四十八条 この規約は、昭和六十一年四月一日一部改正即日施行する。

第四十九条 この規約は、昭和六十二年四月一日一部改正即日施行する。

第五十条 この規約は、平成二年三月十六日一部改正即日施行する。

第五十一条 この規約は、平成三年三月十四日一部改正即日施行する。

第五十二条 この規約は、平成十四年四月一日一部改正即日施行する。

第五十三条 この規約は、平成二十六年四月一日一部改正即日施行する。

第五十四条 この規約は、平成二十八年四月二十一日一部改正即日施行する。

# 町田小学校「保護者と教師の会」細則

## 第一章 役員・会計監査委員の選出および就任

- 第一条 役員・会計監査委員の選出は左の通り行われる。
- 一 指名委員は八名の委員をもって構成し、次の方法によって選出し、実行委員会で承認する。
    - イ 各学年の委員からそれぞれ一名の指名員を選出する。
    - ロ 実行委員の中から一名の指名委員を選出する。
    - ハ 教師の中から一名を選出する。
  - 二 指名委員は互選により委員長を選出する。
  - 三 指名委員は、役員および会計監査委員候補者になることはできない。但し、学校選出の指名委員はこの限りでない。
  - 四 指名委員の氏名は、十二月中に会員に知らせる。欠員を生じた時には、直ちに追加発表する。
  - 五 指名委員長は、三月総会の少なくとも七日前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
  - 六 候補者の追加は、一般会員からすることができるが、告示後一週間以内に所定の書式により書記に提出する。
  - 七 候補者は、指名委員によってなされた場合も、前号によってなされた場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。
  - 八 指名委員は、その任務が終了したときに解任する。
  - 九 役員および会計監査委員は、三月総会において総会に出席した会員の多数決で選出される。
  - 十 役員および会計監査委員は、四月一日に就任する。

## 第二章 総会

- 第二条 役員および会計監査委員の選出は、三月総会において行う。
- 第三条 会計監査を経た収支決算報告の承認並びに予算、年間計画の承認は、四月総会において行う。

## 第三章 常任委員会および特別委員会

- 第四条 常任委員会には、学年委員会・成人厚生委員会・広報委員会・校外指導委員会をおく。
- 第五条 各常任委員会の正・副委員長および委員は次のとおりとし、会長がこれを依嘱する。
- 一 学年委員会は、各学級から選出された学級正・副委員長をもって構成する。
    - ・各学年毎に、学級委員長の中より一名学年委員長となり、他の級の委員長は学年別副委員長となる。
  - 二 成人厚生委員会は、各学年より選出四名の委員をもって構成する。
  - 三 広報委員会は、各学年より選出された四名の委員をもって構成する。
  - 四 校外指導委員会は、各学年より選出された二十二名の委員をもって構成する。但し、地区事情により増減できる。
  - 五 各委員会は、委員長一名、副委員長一名を選出する。但し、学年委員会は、各学年別委員会によって正一副五名を決める。

第六條 各委員会の正・副委員長の任期は一カ年とする。但し、引き続き再任を妨げない。

第七條 特別委員会の委員は、実行委員会の推薦に基づいて会長が依嘱し、その任務が終了したときに解任する。

第八條 役員は左の業務を行う。

一 この会の目的を達成するため、各種の計画をたてる。

二 年間計画に基づく必要な収支の予算を立案する。

三 総会で決定された予算に基づいて、経理が行われるように協力する。

第九條 常任委員会の任務は次の通りである。

一 学年委員会は、組織と実際活動を通して、家庭生活と学校生活の連携を強化し、児童の幸福をはかる。また、他の各委員会の活動に際し、必要に応じて協力する。

二 成人厚生委員会は、会員自身の資質の向上と発展に努め、地域の社会教育の振興をはかるとともに会員並びに児童の福祉厚生と、健康の増進をはかる。

三 広報委員会は、会報発行等の広報活動を通し、会員の意識向上に努める。

四 校外指導委員会は、地区の諸団体と緊密な連携のもとに児童の校外活動の健全な育成をはかる。

(地区連絡委員を兼ねる。)

第十條 校長(代理を含む)は、学校経営並びに教育上、各常任委員会または特別委員会に出席して、意見を述べることができる。

#### 第四章 改正

第十一條 この細則は、実行委員会において構成委員三分二以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正の結果は次期の総会に報告しなければならない。

#### 第五章 付則

第十二條 この細則は昭和三十二年五月十八日より施行される。

第十三條 この細則は昭和五十三年三月十七日一部改正即日施行する。

第十四條 この細則は昭和五十八年三月十五日一部改正即日施行する。

第十五條 この細則は昭和六十年三月十五日一部改正即日施行する。

第十六條 この細則は昭和六十二年三月十日一部改正即日施行する。

第十七條 この細則は平成二年三月十六日一部改正即日施行する。

第十八條 この細則は平成三年三月十四日一部改正即日施行する。

第十九條 この細則は一部改正後平成七年四月一日より施行する。

第二十條 この細則は平成十一年十月二十日一部改正即日施行する。

第二十一條 この細則は平成十三年十二月三十一日一部改正即日施行する。

第二十二條 この細則は平成二十一年三月四日一部改正即日施行する。

第二十三條 この細則は平成二十二年三月三日一部改正即日施行する。

第二十四條 この細則は一部改正後平成二十五年四月一日より施行する。

(慶弔規定については、別紙とします。)